

令和8年第2回高浜市議会臨時会会議録

令和8年第2回高浜市議会臨時会は、令和8年5月22日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第4号 監査委員の選任について |
| 日程第4 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 報告第4号 専決処分の報告について |
| | 報告第5号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議会改革特別委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 衣浦衛生組合議会議員の選挙について |
| 日程第10 | 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第11 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について |

(追加日程)

- 議長の辞職の件について
- 議長の選挙について
- 副議長の辞職の件について
- 副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 橋本友樹 | 2番 | 荒川義孝 |
| 3番 | 神谷直子 | 5番 | 野々山啓 |
| 6番 | 今原ゆかり | 7番 | 福岡里香 |
| 8番 | 岡田公作 | 9番 | 長谷川広昌 |
| 10番 | 北川広人 | 11番 | 鈴木勝彦 |
| 12番 | 柴口征寛 | 13番 | 倉田利奈 |

14番 黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	杉浦康憲
副	市長	深谷直弘
教	育長	村越茂樹
企	画部長	野口恒夫
総	務部長	杉浦崇臣
市	民部長	岡島正明
税	務グループリーダー	西口尚志
福	祉部長	竹内正夫
こ	ども未来部長	鈴木明美
都	市政策部長	磯村順司

職務のため出席した議会事務局職員

議	会事務局	長	内藤克己
主		査	祖父江佑介
主		任	立花容史枝
主		事	大岡靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

令和8年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともに御多用のところ、皆様方の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提案されました案件につきまして、厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 皆さん、改めましておはようございます。

令和8年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集しましたところ、議員全員の方に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、市政全般におきまして格別の御尽力をいただいていることを改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会常任委員会の選任をはじめ、議会の意思決定に関わります案件のほか、私どものほうから、同意1件、承認1件及び報告2件を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、私及び担当部長より説明させていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御承認あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶と代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美克議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和8年第2回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月21日及び5月15日に議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件及び議会人事案件について検討しました結果、会期は本日1日間とし、同意第4号及び承認第2号について、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略

し、討論、採決をお願いし、続いて、報告第4号及び報告第5号の報告を受けた後、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任及び衣浦衛生組合議会議員、衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行い、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について議決をすることが決定いたしました。

また、5月15日の議会運営委員会におきまして、全員協議会における運営の在り方につきましても協議、検討いたしましたので、その検討結果についてもこの場をお借りして報告をさせていただきます。

全員協議会における執行部からの報告事項につきましては、質疑の必要のない報告をいただくことを前提とし、議長が必要と判断した案件に限り、質疑をすることができることとし、質疑につきましては同一議員につき同一案件について1回で、質疑時間は答弁時間を含め10分以内とすることが決定いたしました。この質疑の在り方については、その他、執行部からの報告事項を除く協議事項についても同様に運用することが決定いたしました。

全員協議会の運営の在り方についての検討結果は以上となりますが、ただいま報告しました決定事項については、議会運営に関する申合せ事項へ規定することが決定されておりますので、併せて御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、本臨時会が円滑に進行できますよう、皆様の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第3 同意第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今原ゆかり議員の退席を求めます。

〔6番 今原ゆかり 除斥〕

○議長（神谷直子） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（杉浦康憲） それでは、同意第4号 監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、議員選出監査委員として御尽力いただいております岡田公作氏より、5月14日付で5月22日をもって監査委員の職を辞したいとの旨の辞職願が提出されましたので、これを受理することとし、承認をさせていただきました。

したがいまして、議員選出の監査委員に欠員が生じたので、その後任者として今原ゆかり氏を選任したく、本案を提案させていただくものです。

皆様、御承知のとおり、今原ゆかり氏は人格識見に優れ、監査委員として適任の方と確信をしております。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由と代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 岡田公作氏の辞職理由をお聞かせいただきたいのと、それから、毎回、人格識見に優れということで議員選出の監査委員が選出されるんですけど、今回、特に今原ゆかり氏が今回選出したということにつきまして、教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） 岡田氏の辞職理由ですが、自己都合でございます。

今原氏の識見、人格ということですが、これあえて私が言う話でもなく、皆さん、議員としてお付き合いがありますので、ここであえて必要があるかとは思いませんが、あえて言えば、多くの市民に皆さんから選ばれてということ。そして議員になるに当たっては、所属する党の中でも人望を集めており、党の皆さんの応援を御支援を受けられて議員になられた。また、議員なられてからも市民のため、高浜市のために活動されていることは、私達も議員の皆様も御承知のことだと思いますので、総合的に判断して人格識見に優れたと判断いたしました。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、市長がおっしゃった市民の皆様から選ばれてるっていうのは、ほかの議員もそうなんですよね。強いて言えば私もそうです。市民の皆様から選ばれてるし、それでちょっとその理由がよく分からないのと、人望を集めているとかそのあたりにつきましては、私これは主観なんですよね。私たちがどう思うかではなくて、市長がどういうふう判断されたということをきちんとちょっと教えていただかないといけませんので、私はちょっとこの人望を集めているとか党の皆さんから云々っていうのがちょっとよく聞き取れなかったんですけど、このあたりが、私、具体的にどういうことなのかっていうことが分からないので教えていただけますか。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） 倉田議員言われるように、私というか執行部も含めての主観であります。今、倉田議員がお尋ねになられたことも倉田議員としての主観でありますので、そういった先ほ

ど述べさせていただいたこと、そして皆様方が普段からお付き合いあると思いますよね。そういった中で、私たちも普段の今原議員としてのお付き合いをさせていただいている中で判断させていただいたということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

11番、鈴木議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 私は市政クラブを代表して、令和8年の議会選出監査委員として今原ゆかり議員を選任することに賛成の立場から討論をいたします。

今原ゆかり議員は、昭和43年9月7日生まれであり、平成31年の高浜市議会議員選挙において初当選され、令和5年の高浜市議会議員選挙でも再選されました、2期目の議員でもあります。また、公明党に所属し、高浜市議会公明党の一員として市民に寄り添った議会活動を着実に積み重ねてこられました。

現在は、福祉文教委員会委員長を務めるとともに、議会運営委員会及び議会改革特別委員会に所属されており、福祉、教育、議会運営、議会改革といった幅広い分野で責任のある役割を果たしておられます。

監査委員には、市政運営に対する公正かつ的確な視点、事務執行を冷静に見極める判断力、そして市民の信頼に応える誠実さが求められますが、今原議員はこうした議会経験と着実な実績を通じて、その職責を担うふさわしい見識を十分に備えておられるものと確信しております。

よって、私は令和8年の議会選出監査委員として今原ゆかり議員を選任することに賛成し、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。よろしくお願いたします。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

今原ゆかり議員の入場を求めます。

〔6番 今原ゆかり 除斥解除〕

○議長（神谷直子） ただいま今原ゆかり議員が、監査委員の選任に同意が得られました。ここで、今原ゆかり議員より御挨拶があります。

6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきまして、議員多数の同意を賜り、誠に光栄に存じます。

もとより微力ではございますが、地方自治における監査の重要性を深く認識し、公正、公平な立場で誠実に職務を務めてまいりたいと考えております。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（神谷直子） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、承認第2号 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

本案は、本年3月26日開催の全員協議会において御報告のとおり、地方税法の一部改正法が本年3月31日に公布され4月1日施行となり議会を開く時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。

したがいまして、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして、条文に沿って御説明を申し上げます。

参考資料3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第20条の3の改正は、軽自動車税環境性能割が廃止され種別割のみとなりましたので、種別割という文言を軽自動車税に改めるものでございます。なお、同様の改正を条例全般にわたり実施しております。

4ページをお願いいたします。

第73条第1項の改正は、環境性能割の廃止に伴い文言を整理し、軽自動車税は軽自動車税等に対し、その所有者に課するとしております。

5ページをお願いいたします。

改正前の第73条の2から7ページの第73条の9まで及び12ページの改正前の附則第15条の3から15ページの第15条の7につきまして、環境性能割に係る条項を削除しております。

16ページをお願いしまして、附則第16条第2項の改正は、軽自動車購入の翌年度に軽減されるグリーン化特例について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る75%の軽減特例の適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとするもの。

17ページをお願いしまして、第3項の改正は、乗用で営業用の軽自動車における令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているものに対する50%の軽減特例について、令和8年度限り適用するもの。改正前の第4項は削除し、25%の軽減特例を廃止しております。

なお、議案書の6ページにおきまして、附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するとするもの。第2条は経過措置でございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第5 報告第4号及び報告第5号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、まず報告第4号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

報告第4号の2ページ目をお願いいたします。なお、別添の参考資料も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

報告第4号は、港小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

変更の内容といたしましては、港小学校の現状の学校運営状況に伴い、階段、エレベーター棟などの仕様を変更したことから、工事請負額を増額したものでございます。

その結果、令和7年9月定例会において御議決いただきました変更前の契約金額18億4,800万円から330万円を増額し、変更後の契約金額を18億5,130万円としたものでございます。なお、変更金額の330万円は契約金額の5%以内であり、かつ750万円以内でありますことから、市長の専決処分手項として指定されているものに該当いたしますものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第5号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

報告第5号の2ページ目をお願いいたします。

報告第5号は、市有自動車による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自

治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

(3) 事故の概要でございますが、令和8年1月25日に高浜市沢渡町地内において、市有自動車を駐車スペースに駐車するため後進していたところ、隣地のコンクリートブロックに接触し、当該構造物を損傷させ損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を(4)のとおり、市100%、相手方ゼロ%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は相手方の損害額9万1,300円と決定いたしました。

市が相手方に対して9万1,300円を支払い、本件に関してはその他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(神谷直子) 以上で報告を終わります。

突然ですが、ここで議長の職を辞したいと思ひます。

暫時休憩いたします。再開は10時28分。

午前10時23分休憩

午前10時28分再開

○副議長(長谷川広昌) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に神谷直子議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川広昌) 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神谷直子議員の退席を求めます。

〔議長 除斥〕

○副議長(長谷川広昌) 辞職願を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長(内藤克己) それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、慣例により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願ひします。

令和8年5月22日 神谷直子。

高浜市議会副議長 長谷川広昌殿。

以上であります。

○副議長（長谷川広昌） お諮りいたします。

神谷直子議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。よって、神谷直子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

神谷直子議員の入場を求めます。

〔議長 除斥解除〕

○副議長（長谷川広昌） ここで神谷直子議員から挨拶があります。

3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 就任の際に、議長として公平かつ円滑な議事運営に努め、市民の皆様に分かりやすい議会運営を務めますというお話をさせていただきました。私はそれに努めてきたつもりでございます。皆様の多大なる御協力をいただけたことに感謝しております。ありがとうございます。今後も市民のための議会となるようお願いを申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○副議長（長谷川広昌） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○副議長（長谷川広昌） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（長谷川広昌） ただいまの出席議員は13人であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（長谷川広昌） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川広昌） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○副議長（長谷川広昌） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

それでは、御記入をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（内藤克己） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員、3番、神谷直子議員、5番、野々山 啓議員、6番、今原ゆかり議員、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員、9番、長谷川広昌議員、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員、12番、柴口征寛議員、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美克議員。

○副議長（長谷川広昌） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川広昌） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○副議長（長谷川広昌） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、橋本友樹議員、12番、柴口征寛議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（長谷川広昌） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、神谷直子議員 9 票、黒川美克議員 4 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、神谷直子議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました神谷直子議員が議場に見えますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました神谷直子議員より御挨拶がございます。

3 番、神谷直子議員。

〔3 番 神谷直子 登壇〕

○3 番（神谷直子） ただいま多くの皆様に御推挙いただきまして、引き続き、議長となりました神谷直子です。誠にありがとうございます。大変名誉なことでございますし、大任であり、身の引き締まる思いでございます。

先輩方が築いてこられた信頼と実績を継承し、さらに高浜市、高浜市議会を発展させていくことが私に課せられた使命だと考えております。皆様の御期待に沿えるよう、誠心誠意、職責を全うしてまいります。

議長として、公平かつ円滑な議事運営に努め、市民の皆様に分かりやすい議会運営をしていきたいと考えております。皆様方におかれましては、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

〔3 番 神谷直子 降壇〕

○副議長（長谷川広昌） 神谷直子議員、議長席に御着席願います。

〔「議長、9 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 9 番、長谷川議員。

○副議長（長谷川広昌） 突然ですが、ここで副議長の職を辞したいと思っております。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時45分休憩

午前10時50分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に副議長、長谷川広昌議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、長谷川広昌議員の退席を求めます。

〔副議長 除斥〕

○議長（神谷直子） 辞職願を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（内藤克己） それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、慣例により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

令和8年5月22日 長谷川広昌。

高浜市議会議長 神谷直子殿。

以上であります。

○議長（神谷直子） お諮りいたします。

長谷川広昌議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、長谷川広昌議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

長谷川広昌議員の入場を求めます。

〔副議長 除斥解除〕

○議長（神谷直子） ここで長谷川広昌議員から挨拶があります。

9番、長谷川議員。

〔9番 長谷川広昌 登壇〕

○9番（長谷川広昌） このたび、慣例により職を辞するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年5月、伝統ある本市議会の副議長に就任させていただき以来、その重責の重さに身が引き締まる思いでございました。私なりに誠心誠意務めさせていただいたと思っております。

在任中は議員の皆様、市長をはじめとする執行部の皆様、そして市民の皆様から温かい御支援と御理解をいただき、深く感謝とともにお礼を申し上げます。今後は一議員としてこの経験を糧に本市の発展と市民の皆様の福祉向上に向けて一層尽力してまいります。

今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔9番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○議長（神谷直子） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（神谷直子） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○議長（神谷直子） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、御記入願います。

点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（内藤克己） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員、3番、神谷直子議員、5番、野々山 啓議員、6番、今原ゆかり議員、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員、9番、長谷川広昌議員、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員、12番、柴口征寛議員、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美

克議員。

○議長（神谷直子） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○議長（神谷直子） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番、野々山 啓議員、7番、福岡里香議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（神谷直子） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、荒川義孝議員9票、倉田利奈議員3票、柴口征寛議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、荒川義孝議員が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました荒川義孝議員が議場に見えますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました荒川義孝議員より御挨拶があります。

2番、荒川議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま多くの議員の皆様の御推挙により、高浜市議会副議長という大役を拝しましたこと心より御礼申し上げます。議長を補佐し、副議長の果たすべき、十分果たすべき役割を一意専心努めますこととお約束いたしまして、今後とも邁進してまいりたいと思います。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 日程第6 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から御指名申し上げます。

総務建設委員会委員に、橋本友樹議員、今原ゆかり議員、北川広人議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、私、神谷直子以上7名を、福祉文教委員会委員に、荒川義孝議員、野々山 啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員、以上6名をそれぞれ指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時15分。

午前11時8分休憩

午前11時17分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

総務建設委員長に橋本友樹議員、同じく副委員長に黒川美克議員。

福祉文教委員長に野々山 啓議員、同じく副委員長に岡田公作議員。

以上であります。

○議長（神谷直子） 日程第7 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、橋本友樹議員、野々山 啓議員、福岡里香議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、以上6名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時28分。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会運営委員長に北川広人議員、同じく副委員長に柴口征寛議員であります。

○議長（神谷直子） 日程第8 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。

議会改革特別委員会委員に、橋本友樹議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上11名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時35分。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に長谷川広昌議員であります。

○議長（神谷直子） 日程第9 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦衛生組合議会議員に、荒川義孝議員、野々山 啓議員、福岡里香議員、倉田利奈議員、私、神谷直子、以上5名を指名いたします。

ただいま議長から指名しましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名の議員が衣浦衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場に見えますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（神谷直子） 日程第10 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。これより衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦東部広域連合議会議員に、鈴木勝彦議員、黒川美克議員を指名いたします。

ただいま議長から指名しましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場に見えますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（神谷直子） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付してありますとおり、

一つ、議会の運営に関する事項

一つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

一つ、議長の諮問に関する事項

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査

を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 大変お疲れさまでした。

令和8年第2回高浜市議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議されました議会の意思決定に関わります案件につきまして、円滑に御決定されましたこと、そして私どもから提案をさせていただきました同意1件、承認1件及び報告2件につきましても、原案のとおり御同意、御承認あるいはお聞き取り賜り、誠にありがとうございました。

この1年間、神谷議長、そして長谷川広昌副議長の下、正副常任委員会の委員長の皆様をはじめ、それぞれのお立場で議会活動、議員活動に御尽力を賜りましたこと、私どもに対しても御指導、御助言をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本日、新たに議長に神谷直子議員、副議長に荒川義孝議員が決まりましたのをはじめ、新しい役職の皆様が決定されました。新しい陣容による議会活動のさらなる進展と御活躍を祈念申し上げるとともに、市政推進に一層の御指導、御協力を賜りますことをお願いしまして、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和8年第2回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時45分閉会
